

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

塩山市「安」「禅」「山」「水」・ふるさと再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

塩山市

3 地域再生計画の区域

塩山市の全域

4 地域再生計画の目標

本市は、山梨県甲府盆地の北東部に位置し、人口26,232人(H17/4/1現在)、面積184.74km²で、市域の大半は山林山岳地域で占められ、約20%が住民生活圏域となっている。生活圏域のほとんどは南側にあり、人口12,000人程度の市街地を形成し、周辺丘陵地帯に桃、ぶどう等の生産を行っている農村集落が点在している。北側の山林山岳地域は多摩川源流域で秩父多摩甲斐国立公園に指定され、東京都水源林にもなっていて自然環境に富んだ状況である。

本市の公共水域の状況は、近年の生活様式の変化や主力産業の農業形態が米麦栽培から果樹栽培へ転換したことによる水利用形態の変化や住民の自然水利への関心、意識の低下等により荒廃、汚濁が生じている。

このことから市では、水環境改善の対策として生活排水を処理するため、昭和54年度から市街地を中心に公共下水道事業を、平成15年度から浄化槽の個人設置型事業を実施し、平成15年度末の公共下水道の普及率は34.6%、浄化槽は4%と污水处理人口普及率は38.6%までに達したものの依然低迷している。

このため、污水处理施設の整備を一層促進し、市街地から山村地域までの生活環境の向上を図るとともに、市民に対し生活排水が環境に与える影響の周知や污水处理施設の理解、並びに公共水域の美化活動による環境意識の高揚を図る。

これにより、水環境の改善、川辺の生態環境の復活を実現し、水辺が市民の癒しの場としても観光資源としても有効に活用でき、市民活動による「ホタルの観賞会」や「鯉飼育」などの活動も拡充が可能となり、安らぎ(「安」「禅」)のある生活環境を作り出す。

【数値目標】

現在の污水处理人口普及率38.6%を平成21年度までに50%、処理人口13,200人(行政人口26,232人対象)到達を目標とする。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

公共下水道事業については、現行下水道事業認可区域の千野地区を重点に整備を行い、赤尾地区については平成19年度に事業認可区域に取り込み平成20年度から整備を行

う。また、浄化槽事業については、平成 18 年度までは現行の個人設置型とし平成 19 年度からは市町村設置型として整備を行う。

さらに、関連事業として汚水処理に対する住民意識向上の啓発活動、並びに公共水域の美化活動を併せて行う。

5-2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・いずれも塩山市

[施設の種類]

- ・公共下水道、 浄化槽

[事業区域]

- ・公共下水道

事業認可区域	千野地区	(平成 11 年 10 月 18 日認可)
事業認可予定区域	赤尾地区	(平成 19 年 4 月認可予定)
- ・浄化槽

公共下水道計画区域外

[事業期間]

- | | | |
|-------|----------|------------------|
| 公共下水道 | 事業認可区域 | 平成 17 年度 ~ 19 年度 |
| | 事業認可予定区域 | 平成 20 年度 ~ 21 年度 |
| 浄化槽 | | 平成 17 年度 ~ 21 年度 |

[整備量]

- | | | |
|--------|--------------|----------------|
| ・公共下水道 | 200 | L = 7,712 m |
| ・浄化槽 | 5 ~ 10 人槽 | 146 基 |
| | (個人設置型 56 基 | 平成 17 ~ 18 年度) |
| | (市町村設置型 90 基 | 平成 19 ~ 21 年度) |

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道 千野地区で 271 人、赤尾地区で 187 人、浄化槽は公共下水道計画区域外で 525 人

[事業費]

公共下水道	712,200 千円	
	(うち、単独	272,200 千円)
	(うち、国費	220,000 千円)
浄化槽 (個人型)	22,353 千円	
	(うち、国費	7,451 千円)
浄化槽 (市町村設置型)	90,000 千円	
	(うち、国費	30,000 千円)
合計	824,553 千円	
	(うち、単独	272,200 千円)
	(うち、国費	257,451 千円)

5 - 3 その他の事業

- ・ 汚水処理施設に対する住民意識向上の啓発事業
市広報誌、地域C A T Vにおいて、公共下水道事業、浄化槽普及促進啓発を行う。
- ・ 「市内一斉河川清掃」事業
毎年1回、中小河川から側溝まで市内全ての河川を市民総参加により、清掃活動を行う。

6 計画期間

平成17年度～21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図ることとする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し

(添付資料)

地域再生計画の区域に含まれる行政区画を表示した図面(付1-1)

汚水処理施設整備区域図(付1-2)

地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書(付2)

地域再生計画の全体像を示すイメージ図(付3)